

県を越えて出願する場合の取扱い

1 他の都道府県（国外を含む。）から福井県立高等学校へ入学を志願する者の手続

(1) 条 件

他の都道府県の中学校卒業または卒業見込みの者で、福井県立高等学校（以下「県立高校」という。）の全日制の課程に入学を志願する者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 保護者の転勤または「ふるさと帰住」等の理由により、本人および保護者の住所が現に本県内にあること、または近く本県内に住所が移ることが明確であること（やむを得ない事情で保護者の住所が現に本県内にない場合は、保護者に代わる身元引受人の住所が現に本県内にあること。）。

イ 隣接の府県に住所がある生徒で、地形、交通等の関係上、その府県の高等学校に通学することが甚しく困難であること。

ウ 他の都道府県の志願者で、当該都道府県に志望する学科が設置されていない場合であること。本人および保護者の住所が現に本県内にあること、または近く本県内に住所が移ることが明確であること（やむを得ない事情で保護者の住所が現に本県内にない場合は、保護者に代わる身元引受人の住所が現に本県内にあること。）。

(2) 申請手続

他の都道府県から志願する者は、次の書類を福井県電子申請サービスにより、福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出すること。

ア 福井県立高等学校入学志願許可申請書（様式高入第1号）

イ 市区町村長の発行する生徒および保護者の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。）

ウ 転居見込みの場合はその旨を証明する書類

エ (1) のアまたはウで保護者の住所が現に本県内にない場合は、身元引受人の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。）および身元引受承諾書

(3) 審査等

ア 教育委員会は前項の書類を審査し、適当と認めた場合は、志願者に福井県立高等学校入学志願許可書（様式高入第2号）を交付する。

イ 志願者は、福井県立高等学校入学志願許可申請書の写しおよび福井県立高等学校入学志願許可書をWEB出願システムにより、志願先の県立高校長に提出すること。

ウ やむを得ない事情で、アの許可書発行後に志願先の学校、学科、コース等を変更する場合、志願者は速やかに教育委員会に連絡すること。

2 本県から他の都道府県公立高等学校へ入学を志願する者の手続

(1) 他の都道府県の公立高等学校へ入学を志願する者がいる中学校長は、教育委員会に他都道府県公立高等学校入学志願届出書（様式高入第3号）を提出しなければならない。ただし、既に本県の県立高校に出願をしている場合には、当該県立高校長の発行する出願取消しを証明する書類（様式高入第4号）を添付すること。

(2) 本県の証明を必要とする場合は、次の手続をとること。

ア 当該都道府県の申請書に本県の証明を必要とする場合は、必要とする日の少なくとも10日前までに必要書類を教育委員会に提出すること。

イ 当該都道府県に様式がなく、本県の証明を必要とする場合は、他都道府県公立高等学校入学志願申請書（様式高入第5号）を教育委員会に提出すること。

なお、教育委員会は、書類を審査の上、適当と認めた場合は、県外公立高等学校入学志願者に係る証明書（様式高入第6号）を交付する。